

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会
ボランティア活動センターこくぶんじ会議室貸出要領

平成 16 年 4 月 1 日

要領第 10 号

(目的)

第 1 条 この要領は、社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が保有するボランティア活動センターこくぶんじ（以下、「センター」という。）の会議室（以下、「会議室」という。）の貸出について定めることを目的とする。

(貸出の趣旨)

第 2 条 センターの会議室をボランティア活動・市民活動の場として提供することにより、その諸活動の充実および振興を図り、もって広く地域福祉活動の推進に寄与することを趣旨とする。

(貸出の期間、定員)

第 3 条 本会が貸出しする会議室および費用、時間、条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議室 A（定員 18 名）および会議室 B（定員 12 名）を貸出すものとする。申請人数が各会議室の定員より多い場合は、A および B を合わせて貸出すものとする。
- (2) 原則として貸出曜日は、月曜日から土曜日とする。
- (3) 原則として貸出時間は、午前（9 時から 12 時）、午後（1 時から 5 時）を単位とし、必要に応じて午前・午後を通して貸出できるものとする。

(対象)

第 4 条 本会が貸出対象とする団体および個人（以下、「団体等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本会のセンター登録団体（以下、「社協登録団体」とする。）
- (2) 本会のいきいきふれあいサロン登録団体
- (3) 本会の会員増強に協力をしている国分寺市内の自治会・町内会・老人クラブ
- (4) 本会の団体会員、法人会員、福祉特別功労会員
- (5) その他、センター長が認めた団体等

(使用料)

第 5 条 会議室の使用料は、無料とし、対象団体以外の使用料は別表・1 に定めるとおりとする。

- 2 使用料は、申請時にセンターに現金で支払う。一度支払った使用料は、原則として返還しない。
- 3 本会関連事業やボランティア活動等で使用する場合は、使用料を免除することができる。

(申請)

第 6 条 会議室を借用しようとする団体等（対象団体を除く）は、使用する日の属する 2 か月前の初日から申請できる。対象団体以外の貸出は、「ボランティア活動センターこくぶんじ会議室使用登録申請書」（様式第 1 号）によりセンターへ登録申請し、ボランティア活動センターこくぶんじセンター長（以下、「センター長」とする。）の承認を受ける必要がある。あわせて、センターへ「ボランティア活動センターこくぶんじ会議室使用申請書」

(様式第2号)」を提出し、使用の承認を受けなければならない。

2 対象団体は、使用する日の属する3ヶ月前の初日から来所、電話、FAX、メールにより、センターに申し込む。使用申請書の提出は必要ない。

(決定)

第7条 センター長は申請を受け、適当と認める場合は、会議室貸出を決定する。

(管理義務)

第8条 会議室の貸出承認を受けた団体等は、借用時間中、善良な管理を行い、本会の責めに負う場合の他、破損、故障その他については、会議室を現状に回復しなければならない。

2 会議室は、原則として、会議・打ち合わせ・研修等のために使用し、次のような行為をしてはならない。

- ① 火気を使用し、又は危険を引き起こす恐れのある行為をすること
- ② 公序良俗に反すること
- ③ 会議室を営利目的に使用すること
- ④ 特定の政党の利害及び特定の宗教を支持する活動をすること
- ⑤ 飲食及び喫煙
- ⑥ 歌舞音曲その他の騒音を発すること
- ⑦ 寄付金の募集又は飲食物その他の物品の販売もしくは陳列をすること
- ⑧ 広告類を掲出し、又は頒布すること
- ⑨ 建物その他の工作物を汚損し、又はき損する恐れのある行為をすること
- ⑩ その他、管理上支障があると認められる行為をすること

3 使用団体は、会議室使用の権利を他人に譲渡又は転貸してはならない。

(制限)

第9条 センター長は、会議室を本会業務において必要とする場合、貸出を制限することができる。

(休業日)

第10条 会議室の休業日は、日曜・祝祭日および年末年始(12月29日～1月3日)とする。

2 会長は、前項に定める休業日のほか、センターの管理上必要がある時は、これを変更し、または臨時の休業日を設けることができる。

(損害賠償の義務)

第11条 使用団体は、会議室の施設および設備等に損害を生じせしめた場合は、損害の相当額を賠償しなければならない。

2 会議室の施設および設備等の使用中の事故や怪我等については、申請者の責任で対応するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項は別に定める。

別表・1

貸出日	使用料金（円）			
	午 前 9：00～12：00		午 後 13：00～17：00	
会議室名	A (定員 18 名)	B (定員 12 名)	A (定員 18 名)	B (定員 12 名)
月～土	1000	600	1200	800

※各会議室および両方の会議室を1日通しての使用料はすべて午前・午後の合算になる。

付 則

この要領は、平成16年4月1日より施行し、平成16年6月1日より適用する。

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

この要領は、平成30年6月1日より施行する。